

前橋市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定により、財政援助団体監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年6月25日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	中	里		武
同	笠	原		久

内 監

平成30年6月25日

前 橋 市 長 山 本 龍 様

前橋市議会議長 三 森 和 也 様

前橋市監査委員

福 田 清 和

同

田 村 盛 好

同

中 里 武

同

笠 原 久

財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定により、財政援助団体に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告いたします。

## 財政援助団体監査結果報告書

### 1 監査対象団体

本市が補助金、交付金等の財政的援助を与えている団体（財政援助団体）のうち、下記の団体を抽出し、関係する所管課と併せて監査しました。

総社秋元公歴史まつり実行委員会

（所管課：文化国際課）

前橋東部商工会

（所管課：にぎわい商業課）

### 2 監査期間

平成30年5月7日から同年6月25日まで

### 3 監査対象

平成29年度における当該団体への財政的援助に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて平成30年度も対象としました。

### 4 監査方法

あらかじめ提出を求めた補助対象事業等に関する監査資料に基づき、各団体から概要聴取を行い、関係書類等を調査するとともに、団体関係者及び市所管課職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施しました。

なお、監査に当たっては、次に掲げる項目に主眼を置き実施しました。

（団体関係）

- ・補助対象事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・補助金等に係る収支の会計経理及び出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

（所管課関係）

- ・補助金額の算定、交付方法、時期及び交付手続き等は適正か。
- ・実績報告書等により補助金の効果及び条件の履行の確認が行われているか。
- ・補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

### 5 監査結果

財政的援助に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、下記の記載のとおり事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各団体及び市所管課に対して改善等を指導しました。

(1) 総社秋元公歴史まつり実行委員会

財政的援助に係る出納その他の事務の執行について、指摘及び要望する事項はなかった。

(2) 文化国際課（要望事項 1件）

ア 市の関わりと負担額の算定について（要望事項）

総社秋元公歴史まつりに対する負担金において、負担金事業は、市と事業参加団体が互いに応分の負担をしながら事業を実施していくもので、市は事業主体として事業の実施に関して直接責任を有しているはずであるが、同まつりの実行委員会の構成員には事務局員として携わる総社市民サービスセンター職員以外の市職員は見られないことや、まつりにおける市の立場は後援であることを踏まえると、市の関わりは薄く、事業主体であるとは言い難い状況となっている。

また、負担額については、市や事業参加団体がそれぞれの役割の程度に応じて適正に負担することが必要であるが、市の負担額は事業補助金として交付していた額を踏襲したもので、算定の根拠は不明確である。

事業を共同で実施する費用の分担なのか、当該事業に対する補助又は寄附なのかを明確にして市の関わり方を再検討するとともに、実行委員会はまつりのない年も継続して活動していることや多額の繰越金があることを踏まえながら、適正な負担額の算定について検討されたい。

(3) 前橋東部商工会

財政的援助に係る出納その他の事務の執行について、指摘及び要望する事項はなかった。

(4) にぎわい商業課（要望事項 1件）

ア 交付要項及び審査の見直しについて（要望事項）

前橋東部商工会運営補助金の実績報告書において、補助事業者から提出された収入支出決算書には補助金の充当先の記載があるが、交付要項の対象経費で、その他交付目的と照らし合わせて適当と認められる経費として補助金を充当しているものが見受けられ、補助金の対象経費であるか不明確なものとなっていた。また、支出科目の設定や内訳の記載が不十分なものが見受けられた。さらに、補助対象経費には適さない慶弔費等の経費にも補助金を充当している状況が見受けられた。

交付要項に、経常的な支出が見込まれる経費で補助対象と認められる経費について明記し、また、補助対象経費に適さない経費については例示して、実績報告書の審査段階で、補助金が適切に充当活用されていることを確認するとともに、補助事業者に対して、補助対象経費か否かの判断に資する実績報告書を作成するよう指導し、より適切な補助金交付事務となるように努められたい。